

鳥取県公報

令和7年3月26日(水) 号外第25号

毎週火・金曜日発行

		目	次
◇ 条	例	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 (3) (庶務集中課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

―公布された条例のあらまし

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

1 条例の制定理由

刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、関 係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の条例中懲役刑及び禁錮刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。
 - ア 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例
 - イ 鳥取県統計調査条例
 - ウ 職員の給与に関する条例
 - 工 鳥取県屋外広告物条例
 - オ 職員の退職手当に関する条例
 - 力 鳥取県立自然公園条例
 - キ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
 - ク 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
 - ケ 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例
 - コ 鳥取県公害防止条例
 - サ 鳥取県自然環境保全条例
 - シ 鳥取県青少年健全育成条例
 - ス 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
 - セ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
 - ソ 鳥取県情報公開条例
 - タ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例
 - チ 鳥取県砂防指定地等管理条例
 - ツ 鳥取県暴力団排除条例
 - テ 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例
 - ト 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例
 - ナ 鳥取県個人情報保護条例
- (2) この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとする等の経過措置を定 める。
- (3) 施行期日は、令和7年6月1日とする。

◇鳥取県一時保護施設に関する条例

1 条例の制定理由

児童福祉法の一部が改正され、条例で一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとされたこと に伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 管理者、指導教育担当、児童指導員又は保育士等を置くこと、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動 場等を置くこと等一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 地方税法の一部が改正され、個人の県民税の所得控除の見直し、県たばこ税の課税標準の算定方法の見 直し、自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限の延長等が行われることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうちその対 象となる支出の期間が経過したものについて所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 個人の県民税の所得割の課税標準の算定に係る所得控除に特定親族特別控除を加える。
- (2) 加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準は、当分の間、その重量(現行 その重量及び小売定価に相 当する金額等)により換算した紙巻たばこの本数とする。
- (3) 地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用 に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置は、その取得が令和9年3月31日まで (現行 令和7年3月31日まで)に行われたものに適用する。
- (4) 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる控除対象特定非営利活動法人のうち特定非営利活動法人十 人十色を削る。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
 - (ア) (1)及びイの一部に関する事項 令和8年1月1日
 - (イ) (2)及びイの一部に関する事項 令和8年4月1日
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び 住民基本台帳法(以下「住基法」という。)の一部が改正され、番号法別表及び住基法別表に掲げる事務に準 ずる事務(以下「準法定事務」という。)が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正
 - ア 条例で定める個人番号を利用することができる事務から、準法定事務に定められた事務と重複する事務
 - イ 個人番号を利用することができる事務並びに知事又は教育委員会が自ら保有する特定個人情報のうち自 ら利用し又は提供することができる特定個人情報について定めた規定について、知事及び教育委員会への 委任を廃止する。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務について、(1)アに準じた改正を行う。

(3) 施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、令和11年3月24日まで(現行 令和7年3月29日ま で)とする。
 - (2) 施行期日は、公布の日とする。

例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。 令和7年3月26日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第1条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

- 第7条 年金タル恩給(第2号又ハ第3号ノ場合ニア|第7条 年金タル恩給(第2号又ハ第3号ノ場合ニア リテハ通算退職年金ヲ除ク) ヲ受クルノ権利ヲ有ス ル者次ノ各号ノーニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス
 - (1) 略
 - (2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル拘禁刑ニ 処セラレタルトキ
 - (3) 略

在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因 リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル恩 給(通算退職年金ヲ除ク)ヲ受クルノ権利消滅ス但 シ其ノ在職ガ退職年金ヲ受ケタル後ニ為サレタルモ ノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生ジタル権利ノミ 消滅ス

- 第12条 次二掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス $(1)\sim(5)$ 略
 - (6) 退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯 ヲ除ク) ニ付拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルト キハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数
- 第23条 退職年金ハ之ヲ受クル者次ノ各号ノーニ該当 第23条 退職年金ハ之ヲ受クル者次ノ各号ノーニ該当 スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス
 - (1) 略
 - (2) 3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ 月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコ トナキニ至リタル月迄但刑ノ執行猶予ノ言渡(刑 法 (明治40年法律第45号) 第27条第2項又ハ第27 条ノ7第2項ノ規定ニ依リ執行猶予ノ言渡サレタ ルモノト見做サルルモノヲ含ム以下本号ニ於テ同 ジ) ヲ受ケタルトキハ退職年金ハ之ヲ停止セス其 ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ

- リテハ通算退職年金ヲ除ク) ヲ受クルノ権利ヲ有ス ル者次ノ各号ノーニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス (1) 略
- (2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル懲役若ハ禁 錮ノ刑ニ処セラレタルトキ
- (3) 略

在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因 リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル恩給 (通算退職年金ヲ除ク) ヲ受クルノ権利消滅ス但シ 其ノ在職ガ退職年金ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノ ナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生ジタル権利ノミ消 滅ス

- 第12条 次二掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス $(1)\sim(5)$ 略
 - (6) 退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯 ヲ除ク) ニ付禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ ハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月数
- スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス
 - (1) 略
- (2) 3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル トキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行 ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但刑ノ執行猶予 ノ言渡ヲ受ケタルトキハ退職年金ハ之ヲ停止セス 其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨ リ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至 リタル月迄之ヲ停止ス

刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リ タル月迄之ヲ停止ス

(3) 略

前項第2号ノ規定ハ公務傷病年金ニ付之ヲ準用ス 公務ニ起因セサル傷痍疾病第19条第4項又ハ第20条 ノ2第5項ニ規定スル程度ニ達シ之カ為退職シタル 場合二八退職後5年間第1項第3号ノ規定二依ル停 止ハ之ヲ為サス

前項ノ期間満了ノ6月前迄傷痍疾病回復セサル者ハ 同項ノ期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於 テ傷痍疾病ナヲ前項ニ規定スル程度ニ達スルモノナ ルトキハ第1項第3号ノ規定ニ依ル停止ハ引続キ之 ヲ為サス

(3) 略

前項第2号ノ規定ハ公務傷病年金ニ付之ヲ準用ス 公務ニ起因セサル傷痍疾病第19条第4項又ハ第20条 ノ2第5項ニ規定スル程度ニ達シ之カ為退職シタル 場合二八退職後5年間第1項第3号ノ規定二依ル停 止ハ之ヲ為サス

前項ノ期間満了ノ6月前迄傷痍疾病回復セサル者ハ 同項ノ期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於 テ傷痍疾病ナヲ前項ニ規定スル程度ニ達スルモノナ ルトキハ第1項第3号ノ規定ニ依ル停止ハ引続キ之 ヲ為サス

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第2条 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (罰則) (罰則) 第14条 第7条の規定に違反して、県統計調査の報告 第14条 第7条の規定に違反して、県統計調査の報告 の求めであると人を誤認させるような表示又は説明 の求めであると人を誤認させるような表示又は説明 をすることにより、当該求めに対する報告として、 をすることにより、当該求めに対する報告として、 個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、 個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処す 2 略 2 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(期末手当の支給制限)

第16条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、 前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日 に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、そ の支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しな い

(1) • (2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日 に対応する支給日の前日までの間に離職した職員 (前2号に掲げる者を除く。) で、その離職した 日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の 刑に処せられたもの

(期末手当の支給制限)

第16条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、 前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日 に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、そ の支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しな V)

(1) • (2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日 に対応する支給日の前日までの間に離職した職員 (前2号に掲げる者を除く。) で、その離職した 日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑 に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一 時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消 された者を除く。) で、その者の在職期間中の行 為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せら れたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

- 第16条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給す 第16条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給す ることとされていた職員で当該支給日の前日までの 間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する 場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めること ができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間 に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に 関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪につ いて拘禁刑以上の刑が定められているものに限 り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編 に規定する略式手続によるものを除く。第3項に おいて同じ。)をされ、その判決が確定していな い場合
 - (2) 略

2 略

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号の いずれかに該当するに至った場合には、速やかに当 該一時差止処分を取り消さなければならない。ただ し、第3号に該当する場合において、一時差止処分 を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事 事件に関し現に逮捕されているときその他これを取 り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反する と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分 の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑 以上の刑に処せられなかった場合

(2) • (3) 略

 $4\sim6$ 略

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一 時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消 された者を除く。) で、その者の在職期間中の行 為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ たもの

(期末手当の支給の一時差止め)

- ることとされていた職員で当該支給日の前日までの 間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する 場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めること ができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間 に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に 関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪につ いて禁錮以上の刑が定められているものに限り、 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規 定する略式手続によるものを除く。第3項におい て同じ。)をされ、その判決が確定していない場
- (2) 略

2 略

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号の いずれかに該当するに至った場合には、速やかに当 該一時差止処分を取り消さなければならない。ただ し、第3号に該当する場合において、一時差止処分 を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事 事件に関し現に逮捕されているときその他これを取 り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反する と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分 の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以 上の刑に処せられなかった場合

(2) • (3) 略

 $4\sim6$ 略

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第4条 鳥取県屋外広告物条例 (昭和37年鳥取県条例第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (罰則) (罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当┃第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年 該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反し て登録を受けないで屋外広告業を営んだとき。
- (2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3 項の登録を受けたとき。
- (3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の 命令に違反して屋外広告業を営んだとき。
- 第18条 第8条第1項の規定による命令に違反した<u>と</u>|第18条 第8条第1項の規定による命令に違反した者 きは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金 に処する。
- 該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して 広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。
 - (2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示 場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件 の設置場所若しくは設置方法を変更したとき。
 - (3) 第7条の5第1項の規定に違反して広告物等 を除却しなかったとき。
 - (4) 第8条第2項の規定による命令に違反したと
 - (5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。
 - (6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任 者を選任しなかったとき。
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当┃第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円 該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは 資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは 資料の提出をしたとき、又は同項の規定による立 入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - (2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若し くは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答 弁をした<u>とき。</u>

改正後

- (1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反し て登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3 項の登録を受けた者
- (3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の 命令に違反して屋外広告業を営んだ者
- は、50万円以下の罰金に処する。
- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当┃第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して 広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
 - (2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示 場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件 の設置場所若しくは設置方法を変更した者
 - (3) 第7条の5第1項の規定に違反して広告物等 を除却しなかった者
 - (4) 第8条第2項の規定による命令に違反した者
 - (5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者
 - (6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任 者を選任しなかった者
 - 以下の罰金に処する。
 - (1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは 資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは 資料の提出をした者、又は同項の規定による立入 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しく は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁 をした者

改正前

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(退職手当の支払の差止め)

- るときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当 該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職 手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとす
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る 犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているも のに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。以 下同じ。)をされた場合において、その判決の確 定前に退職をしたとき。

(2) 略

$2 \sim 4$ 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を 行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに 該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止 処分を取り消さなければならない。ただし、第3号 に該当する場合において、当該支払差止処分を受け た者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事 件に関し現に逮捕されているときその他これを取り 消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると 認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該 支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る 刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以 上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定し た場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分が あった場合であって、次条第1項の規定による処 分を受けることなく、当該判決が確定した日又は 当該公訴を提起しない処分があった日から6月を 経過した場合

(3) 略

6~10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手 当の支給制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般 | 第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般 の退職手当等の額が支払われていない場合におい て、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退 職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 (第1号又は第2号に該当する場合において、当該 退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手

(退職手当の支払の差止め)

- 第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当す|第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当す るときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当 該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職 手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとす
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る 犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第 6編に規定する略式手続によるものを除く。以下 同じ。)をされた場合において、その判決の確定 前に退職をしたとき。

(2) 略

$2 \sim 4$ 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を 行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに 該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止 処分を取り消さなければならない。ただし、第3号 に該当する場合において、当該支払差止処分を受け た者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事 件に関し現に逮捕されているときその他これを取り 消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると 認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該 支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る 刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上 の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した 場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があっ た場合であって、次条第1項の規定による処分を 受けることなく、当該判決が確定した日又は当該 公訴を提起しない処分があった目から6月を経過 した場合

(3) 略

6~10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手 当の支給制限)

の退職手当等の額が支払われていない場合におい て、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退 職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 (第1号又は第2号に該当する場合において、当該 退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手

当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対 し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規 定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との 権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は 一部を支給しないこととする処分を行うことができ

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に 起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の 行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後 に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 略

 $2\sim6$ 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退┃第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退 職手当等の額が支払われた後において、次の各号の いずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手 当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第 1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生 計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額 (当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給 を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8 項の規定による退職手当の支給を受けることができ た者(次条及び第22条において「失業手当受給可能 者」という。)であった場合にあっては、これらの 規定により算出される金額(次条及び第22条におい て「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全 部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができ
 - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた とき。

(2) • (3) 略

 $2\sim6$ 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納 付)

第22条 略

2 · 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内 に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴 をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑 以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規 定による処分を受けることなく死亡したときは、当 該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の

当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対 し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規 定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との 権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は 一部を支給しないこととする処分を行うことができ る。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に 起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の 行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後 に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 略

2~6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 職手当等の額が支払われた後において、次の各号の いずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手 当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第 1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生 計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額 (当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給 を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8 項の規定による退職手当の支給を受けることができ た者(次条及び第22条において「失業手当受給可能 者」という。) であった場合にあっては、これらの 規定により算出される金額(次条及び第22条におい て「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全 部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができ
- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたと

(2) (3) 略

 $2\sim6$ 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納 付)

第22条 略

2 · 3 略

に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴 をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以 上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定 による処分を受けることなく死亡したときは、当該 退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受

受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手 当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当 該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたこと を理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退 職をした者が失業手当受給可能者であった場合に は、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に 相当する額の納付を命ずる処分を行うことができ る。

5~8 略

給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当 の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該 刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理 由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職を した者が失業手当受給可能者であった場合には、失 業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当す る額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5~8 略

(鳥取県立自然公園条例の一部改正)

第6条 鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

きは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以 該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万 円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項の規定に違反したとき。
- (2) 第12条の規定により許可に付せられた条件に 違反したとき。
- 第21条の2 第13条第2項又は第17条の11の規定によ 第21条の2 第13条第2項又は第17条の11の規定によ る処分に違反したときは、当該違反行為をした者 は、50万円以下の罰金に処する。
- 第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円 該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第13条第1項の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 第13条第5項の規定に違反したとき。
 - (3) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をしたとき。
 - (4) 第15条第2項の規定による立入検査又は立入 調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第20条 第14条第1項の規定による命令に違反したと 第20条 第14条第1項の規定による命令に違反した者 は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す る。

下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項の規定に違反した者
- (2) 第12条の規定により許可に付せられた条件に 違反した者

る処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処す る。

以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をした者
- (2) 第13条第5項の規定に違反した者
- (3) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
- (4) 第15条第2項の規定による立入検査又は立入 調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第7条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年鳥取県条例第22号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(順間)

- 第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、 第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同 条第2項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑 又は100万円以下の罰金に処する。
- の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しく 3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しく は第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に 違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の 罰金に処する。
- の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 第2条、第5条から第7条まで又は前条の規定の いずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘 留若しくは科料に処する。
- 6 第8条の規定に違反したときは、当該違反行為を した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 に処する。
- 7 常習として前2項の違反行為をした者は、6月以 6 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下 下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関し、前条第6項の違反行為をしたときは、その行 為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項 の罰金刑を科する。

改正前

(順間)

- 第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、 第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同 条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又 は100万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下 2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下 の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - は第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に 違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰 金に処する。
- 4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下 4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下 の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - 5 第2条又は第5条から前条までの規定のいずれか に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しく は科料に処する。
 - の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関し、前条第5項(第8条に係る部分に限る。)の 違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(空港機能施設事業者の指定)

第25条 略

- 2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれ かに該当するときは、同項の規定による指定をしな いものとする。
 - (1) 略
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又はその執行を受けることがなくなった日か

(空港機能施設事業者の指定)

第25条 略

- 2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれ かに該当するときは、同項の規定による指定をしな いものとする。
 - (1) 略

 - り、又はその執行を受けることがなくなった日か

ら5年を経過しない者

(3) • (4) 略

 $3\sim5$ 略

ら5年を経過しない者

(3) • (4) 略

 $3\sim5$ 略

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(年金の支給停止) 第10条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支給を停止する。	
(1) 略(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、その執行を受けているとき。(3) 略	(1) 略(2) <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、その執行を受けているとき。(3) 略

(鳥取県公害防止条例の一部改正)

第10条 鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

J	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。		
	改 正 後	改正前	
	第63条 第20条、第25条第1項、第38条又は第43条第	第63条 第20条、第25条第1項、第38条又は第43条第	
	1項の規定による命令に違反したときは、当該違反	1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の	
	<u>行為をした</u> 者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下	懲役又は50万円以下の罰金に処する。	
	の罰金に処する。		
	第63条の2 第54条第2項の規定による命令に違反し	第63条の2 第54条第2項の規定による命令に違反し	
	た <u>ときは、当該違反行為をした</u> 者は、1年以下の <u>拘</u>	た者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処	
	<u>禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	する。	
	第64条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当	第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以	
	<u>該違反行為をした</u> 者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万	下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	
	円以下の罰金に処する。		
	(1) 第24条第1項又は第42条第1項の規定に違反	(1) 第24条第1項又は第42条第1項の規定に違反	
	した <u>とき。</u>	した <u>者</u>	
	(2) 第31条、第45条第2項又は第45条の2第3項	(2) 第31条、第45条第2項又は第45条の2第3項	
	の規定による命令に違反した <u>とき。</u>	の規定による命令に違反した <u>者</u>	

<u>該違反行為をした</u>者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万 以下の<u>禁錮</u>又は20万円以下の罰金に処する。 円以下の罰金に処する。

- 2 過失により、前項第1号の罪を犯したときは、当 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月

第65条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第65条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲

該違反行為をした者は、3月以下の拘禁刑又は20万 円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項、第19条第1項、第35条又は第 37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を したとき。
- (2) 第45条第1項の規定に違反したとき。
- 第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円 該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処す
 - (1) 第18条第1項、第28条第1項若しくは第3 項、第29条第1項又は第36条の規定による届出を せず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 第21条第1項又は第39条第1項の規定に違反 したとき。
 - (3) 第26条又は第44条の規定に違反して、記録を せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかっ たとき。
- 第66条の2 第60条第1項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違 反行為をした者(第3章第3節及び第4節に規定す る規制に関する同項の規定による報告をせず、若し くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避した者を除く。)は、10 万円以下の罰金に処する。
- は、当該違反行為をした者は、5万円以下の罰金に 処する。
 - (1) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 第57条第2項、第58条第2項、第58条の3第 2項又は第58条の5第2項の規定による命令に違 反したとき。
- 第67条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する<u>場合には、当</u> 第67条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、3万円以下の 該違反行為をした者は、3万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第49条第1項、第50条第1項又は第56条第1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし たとき。
 - (2) 第60条第1項の規定による報告をせず、若し くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査

役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項、第19条第1項、第35条又は第 37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を した者
- (2) 第45条第1項の規定に違反した者
- 以下の罰金に処する。
 - (1) 第18条第1項、第28条第1項若しくは第3 項、第29条第1項又は第36条の規定による届出を せず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第21条第1項又は第39条第1項の規定に違反 した者
 - (3) 第26条又は第44条の規定に違反して、記録を せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかっ た者
- 第66条の2 第60条第1項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(第3章第3 節及び第4節に規定する規制に関する同項の規定に よる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し た者を除く。)は、10万円以下の罰金に処する。
- 第66条の3 次の各号のいずれかに該当する場合に|第66条の3 次の各号の一に該当する者は、5万円以 下の罰金に処する。
 - (1) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をした者
 - (2) 第57条第2項、第58条第2項、第58条の3第 2項又は第58条の5第2項の規定による命令に違 反した<u>者</u>
 - 罰金に処する。
 - (1) 第49条第1項、第50条第1項又は第56条第1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし た者
 - (2) 第60条第1項の規定による報告をせず、若し くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(第3章第 3節及び第4節に規定する規制に関する同項の規 定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく は忌避したときに限る。)。

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(第3章第3 節及び第4節に規定する規制に関する同項の規定 による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又 は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避した者に限る。)

(鳥取県自然環境保全条例の一部改正)

は30万円以下の罰金に処する。

第11条 鳥取県自然環境保全条例(昭和49年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

第37条	第19条第1	項又は第2	項の規定によ	る命令に	第37条	第19条第	į 1
			為をした者は				

第38条 第25条第1項又は同条第2項において準用す|第38条 第25条第1項又は同条第2項において準用す る第19条第2項の規定による命令に違反したとき

は、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又

下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

改正後

- 第39条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する<u>場合には、当</u>|第39条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、6月以下の<u>懲</u> 該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第16条第4項又は第17条第3項の規定に違反
 - (2) 第16条第5項(第17条第4項において準用す る場合を含む。) の規定により許可に附せられた 条件に違反したとき。
- 処分に違反したときは、当該違反行為をした者は、 30万円以下の罰金に処する。
- 第41条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第41条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の 該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処す
 - (1) 第18条第1項又は第24条第1項の規定による 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 第18条第4項又は第24条第4項の規定に違反
 - (3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若し くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入 検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌 避したとき。

項又は第2項の規定による命令に 年以下の懲役又は50万円以下の罰 金に処する。

改正前

る第19条第2項の規定による命令に違反した者は、 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 役又は30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第16条第4項又は第17条第3項の規定に違反
- (2) 第16条第5項(第17条第4項において準用す る場合を含む。) の規定により許可に附せられた 条件に違反した者
- 第40条 第18条第2項又は第24条第2項の規定による 第40条 第18条第2項又は第24条第2項の規定による 処分に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 罰金に処する。
 - (1) 第18条第1項又は第24条第1項の規定による 届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第18条第4項又は第24条第4項の規定に違反
 - (3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若し くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入 検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌 避した者
 - (4) 第30条第5項の規定に違反して、同条第1項 (4) 第30条第5項の規定に違反して、同条第1項

の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨し げたとき。

の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨 げた者

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第12条 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

第26条 第18条第1項又は第2項の規定に違反したと 第26条 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者 きは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>反行為をした</u>者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以 下の罰金に処する。
 - (1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の 規定に違反する行為をしたとき。
 - (2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に 違反したとき。
- 3 第19条又は第20条の規定に違反したときは、当該 3 第19条又は第20条の規定に違反した者は、6月以 違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円 以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下 反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条の2第6項の規定による命令に違反 し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書 を提出しなかったとき。
 - (2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に 違反して必要な措置をとらなかったとき。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下 反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第 1項又は第21条の3の規定に違反したとき。
 - (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類 又は有害玩具刃物類を除去しなかったとき。
 - (3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反し たとき。
 - (4) 第18条の2の規定に違反したとき。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違 6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下 反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3 項又は第21条の2第2項の規定に違反したとき。
 - (2) 第17条の6第3項の規定による命令に違反し たとき。
- 7 第21条第2項の規定に違反したときは、当該違反 7 第21条第2項の規定に違反した者は、10万円以下 行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。

改正前

- は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す
- 懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の 規定に違反する行為をした者
- (2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に 違反した者
- 下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- の罰金に処する。
- (1) 第12条の2第6項の規定による命令に違反 し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書 を提出しなかった者
- (2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に 違反して必要な措置をとらなかった者
- の罰金に処する。
- (1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第 1項又は第21条の3の規定に違反した者
- (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類 又は有害玩具刃物類を除去しなかった者
- (3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反し た者
- (4) 第18条の2の規定に違反した者
- の罰金に処する。
- (1) 第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3 項又は第21条の2第2項の規定に違反した者
- (2) 第17条の6第3項の規定による命令に違反し た者
- の罰金に処する。

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下 反行為をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処 する。
 - (1) 第12条の5第1項若しくは第2項又は第17条 の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出 をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設 置したとき。
 - (2) 第12条の5第4項(第17条の3第3項におい て準用する場合を含む。) の規定による表示をせ ず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置し たとき。
 - (3) 第22条第2項又は第3項の規定による立入り 又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 21条の2第1項の規定に違反したときは、当該違反 行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないこと を理由として、第1項、第5項又は第6項の規定に よる処罰を免れることができない。ただし、当該青 少年の年齢を知らないことに過失がないときは、こ の限りでない。

- の罰金又は科料に処する。
- (1) 第12条の5第1項若しくは第2項又は第17条 の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出 をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設 置した者
- (2) 第12条の5第4項(第17条の3第3項におい て準用する場合を含む。) の規定による表示をせ ず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置し た者
- (3) 第22条第2項又は第3項の規定による立入り 又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 9 第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第 9 第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第 21条の2第1項の規定に違反した者は、当該青少年 の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5 項又は第6項の規定による処罰を免れることができ ない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに 過失がないときは、この限りでない。

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正 する。

(罰則)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(罰則)

- 該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は10万 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで 浄化槽保守点検業を営んだとき。
 - (2) 第7条第1項の変更の登録を受けないで新た な営業区域を設けたとき。
 - (3) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3 項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた
 - (4) 第15条第1項の規定による命令に違反した
- 第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第21条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の 該違反行為をした者は、5万円以下の罰金に処す
 - (1) 第11条第4項の規定に違反して措置をとらな (1) 第11条第4項の規定に違反して措置をとらな

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以 下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

改正前

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで 浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 第7条第1項の変更の登録を受けないで新た な営業区域を設けた者
- (3) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3 項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた 者
- (4) 第15条第1項の規定による命令に違反した <u>者</u>
- 罰金に処する。

かったとき。

- (2) 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守 点検を行ったとき。
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿 に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存し なかった<u>と</u>き。
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問 に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした とき。

かった者

- (2) 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守 点検を行った者
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿 に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存し なかった者
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
- (5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問 に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした 者

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第14条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成4年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
2 略	2 略

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第15条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(罰則)	(罰則)
第43条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らし	第43条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らし
た者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に	た者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処
処する。	する。

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(罰則)	(罰則)
第34条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当	第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以
<u>該違反行為をした</u> 者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万	下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
円以下の罰金に処する。	
(1) 第11条又は第17条第3項の規定に違反した	(1) 第11条又は第17条第3項の規定に違反した

とき。

- (2) 第13条第1項又は第20条第3項の規定によ る命令に違反したとき。
- 該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条第4項又は第17条第7項の規定により 付された条件に違反したとき。
 - (2) 第18条第8項の規定に違反したとき。
- 第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円 該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第16条第1項、第17条第9項又は第19条第1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし たとき。
 - (2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第4 項の規定による命令に違反したとき。
 - (3) 第16条第5項又は第19条第5項の規定に違反 したとき。
 - (4) 第17条第8項又は第18条第10項の規定により 付された条件に違反したとき。
- 該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第12条第8項の規定に違反して、同条第5項 の許可証又は同条第6項の従事者証を携帯しない で捕獲等をしたとき。
 - (2) 第14条第1項に規定する報告をせず、若しく は虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問 に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした
 - (3) 第21条第1項に規定する報告をせず、若しく は虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による 立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若 しくは虚偽の陳述をしたとき。
 - (4) 第22条第4項の規定に違反して、同条第1項 の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。

者

- (2) 第13条第1項又は第20条第3項の規定によ る命令に違反した者
- 第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以 下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条第4項又は第17条第7項の規定により 付された条件に違反した者
 - (2) 第18条第8項の規定に違反した者
 - 以下の罰金に処する。
 - (1) 第16条第1項、第17条第9項又は第19条第1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし た者
 - (2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第4 項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第16条第5項又は第19条第5項の規定に違反 した者
 - (4) 第17条第8項又は第18条第10項の規定により 付された条件に違反した者
- 第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条第8項の規定に違反して、同条第5項 の許可証又は同条第6項の従事者証を携帯しない で捕獲等をした者
 - (2) 第14条第1項に規定する報告をせず、若しく は虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問 に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした
 - (3) 第21条第1項に規定する報告をせず、若しく は虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による 立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若 しくは虚偽の陳述をした者
 - (4) 第22条第4項の規定に違反して、同条第1項 の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第17条 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(罰則)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は 2万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条の規定に違反したとき。
 - (2) 第4条第1項の規定に違反して制限行為を
 - (3) 第5条第1項の規定に違反して砂防設備等 の占用をしたとき。
 - (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1 項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定 による許可、第6条第2項の規定による許可期 間の更新又は第14条第1項の規定による承認を 受けたとき。

改正前

(罰則)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以 下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処す る。
 - (1) 第3条の規定に違反した者
 - (2) 第4条第1項の規定に違反して制限行為を
 - (3) 第5条第1項の規定に違反して砂防設備等 の占用をした者
 - (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1 項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定 による許可、第6条第2項の規定による許可期 間の更新又は第14条第1項の規定による承認を 受けた者

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第18条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

- <u>該違反行為をした</u>者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万 円以下の罰金に処する。
- (1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務 所の開設をし、又は運営をしたとき。
- (2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴 力団事務所の開設をし、又は運営をしたとき。
- (3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者 であることの情を知って、第21条の3の規定に違 反したとき。
- (4) 第21条の4の規定に違反したとき。
- 出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出 をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若 しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、 20万円以下の罰金に処する。
- 3 略

- 第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以 下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務 所の開設をし、又は運営をした者
 - (2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴 力団事務所の開設をし、又は運営をした者
 - (3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者 であることの情を知って、第21条の3の規定に違 反した者
 - (4) 第21条の4の規定に違反した者
- 2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提 2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提 出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出 をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若 しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
 - 3 略

(鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部改正)

第19条 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
S = 0	\$ 11

- 第17条 第15条の規定による命令(第11条第1号又は 第17条 第15条の規定による命令(第11条第1号又は 第2号に掲げる行為に係るものに限る。) に違反し て禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収 その他必要な措置を採らなかったときは、当該違反 行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以 下の罰金に処する。
- 該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第11条の規定に違反して危険薬物(第9条第 1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。)を 製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若し くは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列したと
 - (2) 第15条の規定による命令(第11条第3号から 第6号までに掲げる行為に係るものに限る。) に 違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃 棄、回収その他必要な措置を採らなかったとき。
- 第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若し 第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若し くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調 査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若 しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為を した者は、20万円以下の罰金に処する。

- 第2号に掲げる行為に係るものに限る。) に違反し て禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収 その他必要な措置を採らなかった者は、2年以下の 懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以 下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第11条の規定に違反して危険薬物(第9条第 1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。)を 製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若し くは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者
 - (2) 第15条の規定による命令(第11条第3号から 第6号までに掲げる行為に係るものに限る。) に 違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃 棄、回収その他必要な措置を採らなかった者
 - くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調 査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若 しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金 に処する。

(鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正)

第20条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(令和3年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

- 該違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反 して、許可を受けないで、特定事業を行ったと
 - (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又 は第9条第1項の規定による許可を受けたとき。
 - (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項ま での規定による命令に違反したとき。

- 第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当|第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以 下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反 して、許可を受けないで、特定事業を行った者
 - (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又 は第9条第1項の規定による許可を受けた者
 - (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項ま での規定による命令に違反した者

- 該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処す
 - (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示し なかったとき。
 - (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の 結果に係る通知 (特定工程が許可を受けた事業計 画の内容に適合していると認める旨の通知に限 る。) を受けずに特定工程後の工程の工事をした
 - (3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の 結果に係る通知(特定事業が許可を受けた事業計 画の内容に適合していると認める旨の通知に限 る。) を受けずに許可に係る工作物を事業の用に 供し、又は供させたとき。
 - (4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告を せず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反 して、許可を受けないで、特定建設発生土搬出を 行ったとき。
 - (6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項 又は第24条第1項の規定による許可を受けたと
 - (7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料 の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料 の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒 み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をしたと
- 偽の報告をした<u>ときは、当該違反行為をした</u>者は、 30万円以下の罰金に処する。

- 第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示し なかった者
 - (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の 結果に係る通知(特定工程が許可を受けた事業計 画の内容に適合していると認める旨の通知に限 る。) を受けずに特定工程後の工程の工事をした
 - (3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の 結果に係る通知(特定事業が許可を受けた事業計 画の内容に適合していると認める旨の通知に限 る。) を受けずに許可に係る工作物を事業の用に 供し、又は供させた者
 - (4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告を せず、又は虚偽の報告をした者
 - (5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反 して、許可を受けないで、特定建設発生土搬出を 行った者
 - (6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項 又は第24条第1項の規定による許可を受けた者
 - (7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料 の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料 の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒 み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者

第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚 第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚 偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第21条 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 附則 附 則

第4条 略

2 略

例の施行前において旧実施機関が保有していた個人

第4条 略

2 略

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条 例の施行前において旧実施機関が保有していた個人 の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条 の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条

例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであっ て同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。) をこの条例の施行後に 提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以 下の罰金に処する。

(1) • (2) 略

4 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前におい 4 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前におい てその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第 2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施 行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的 で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する

5 · 6 略

例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであっ て同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に 提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下 の罰金に処する。

(1) • (2) 略

てその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第 2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施 行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的 で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又 は50万円以下の罰金に処する。

5 • 6 略

(罰則の適用等に関する経過措置)

第22条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を 有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合におい て、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」と いう。) 第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。) 第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法 第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑 法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞ れその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第23条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力 を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の 規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者 は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた 者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以 上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の給 与に関する条例第16条の6第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の 規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。) が定められている罪につき起訴を された者は、第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第18条第1項及び第5項、第19条第1 項(第1号に係る部分に限る。)並びに第22条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第22条第3項の規定 の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

鳥取県一時保護施設に関する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県一時保護施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の4第2項の規定に基 づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一時保護施設の設備及び運営の基準)

- 第3条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。
- 2 前項に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の目的を達成するた めに必要な事項について、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設 (この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。) に 係る設備については、別表設備の項の規定は適用せず、鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条 例第79号) 別表第6設備の項の規定を準用する。

別表(第3条関係)

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として
	知事が別に定める場合にあっては、学習指導員又は調理員を置かないことができ
	る。
	(1) 管理者
	(2) 指導教育担当
	(3) 児童指導員又は保育士
	(4) 嘱託医
	(5) 看護師
	(6) 心理療法担当職員
	(7) 学習指導員
	(8) 調理員
	2 職員は、利用する児童の数に応じ、知事が別に定める人数以上とするものとす
	る。
設備	1 次に掲げる設備を設けるものとする。
	(1) 児童の居室
	(2) 学習等を行う室
	(3) 屋内運動場(施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。) 又は
	屋外運動場(施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。)
	(4) 相談室
	(5) 食堂
	(6) 調理室
	(7) 浴室

(8) 便所

2 児童の居室の1室の定員及び面積は、利用する児童の年齢に応じ、知事が別に定 めるものとする。

入所者の支援等

- 1 児童の安全確保のため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活 動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職 員等の定期的な研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画 (以下この号において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要 な措置を講ずるとともに、職員に周知するものとする。また、安全計画は、定期的 に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- 2 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車 を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に 把握することができる方法により、児童の所在を確認するものとする。
- 3 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしない ものとする。
- 4 児童相談所長は、施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童 の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項につ いて、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行うものとする。 また、施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(意見聴取等措置 において表明された意見又は意向及び意見表明等支援事業によって把握された意見 又は意向を含む。)を尊重した支援を行うものとする。
- 5 児童相談所長は、施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備 するとともに、把握した児童の意見又は意向を踏まえ、適切に鳥取県児童福祉審議 会に必要な情報を提供するものとする。
- 6 正当な理由なく、児童の権利を制限しないものとする。また、正当な理由がある 場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な 説明を行い、児童の理解を得るよう努めるものとする。
- 7 施錠等により児童の行動を制限しないものとする。
- 8 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないものとする。また、 合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当 たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行う よう努めるものとする。なお、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、 毀損等が生じないような設備に保管するものとする。
- 9 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の 心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。

事故等への対応

- 1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はそ の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け る窓口の設置その他の措置を講ずるものとする。その際、苦情の公正な解決を図る ために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させるものとする。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年3月26日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法 第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療 費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除 額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別 控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額又は基 礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定し た総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額か ら控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2 • 3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民 の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定す る寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同 表の右欄に定める期間内に支出された寄附金 (特 別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるも のを除く。)とする

主たる事務所	期間
の所在地	
八頭郡八頭町	令和5年1月
才代299	1日から令和
	9年12月31日
	まで
	の所在地

5

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法 第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療 費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除 額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別 控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ 前年の所得について算定した総所得金額、退職所 得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2 · 3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民 の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定す る寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同 表の右欄に定める期間内に支出された寄附金 (特 別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるも のを除く。)とする。

名称	主たる事務所	期間
	の所在地	
略		
特定非営利活	八頭郡八頭町	令和5年1月
動法人ハーモ	才代299	1日から令和
ニィカレッジ		9年12月31日
		まで
胜空北岸到江		
特定非営利活	鳥取市用瀬町	平成30年8月
動法人十人十	鳥取市用瀬町 安蔵991	平成30年8月 1日から令和
動法人十人十		1日から令和

5 略 (たばこ税の課税標準)

第116条 略

- 2 略
- 3 前項の規定にかかわらず、法附則第12条の2第 1項に規定する加熱式たばこに係る製造たばこの 本数は、当分の間、同条の規定により算定するも のとする。

(軽油引取税の納税義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げる ものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定 める者に対して課する。

略

略

(7) 特約業者が軽油を自ら消費 する場合におけるその消費量 (当該消費に係る軽油に既に軽 油引取税が課され、又は課され るべき軽油が含まれているとき は、当該消費に係る軽油の数量 から当該含まれている軽油に相 当する部分の数量を控除した数 量。(8)において同じ。)

(11) 特約業者及び元売業者以外 の者が軽油を製造して当該製造 に係る軽油を自ら消費し又は他 の者に譲渡する場合における当 該消費又は譲渡に係る数量(法 第144条の32第1項第1号又は 第2号の規定により製造の承認 を受けた当該消費又は譲渡に係 る軽油に既に軽油引取税又は揮 発油税が課され、又は課される べき軽油又は揮発油が含まれて いるときは、当該消費又は譲渡 に係る軽油の数量から当該含ま れている軽油又は揮発油に相当 する部分の軽油の数量を控除し た数量)

略

2 • 3 略

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運 (たばこ税の課税標準)

第116条 略

2 略

(軽油引取税の納税義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げる ものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定 める者に対して課する。

(7) 特約業者が軽油を自ら消費 略 する場合におけるその消費量 (11) 特約業者及び元売業者以外 の者が軽油を製造して当該製造 に係る軽油を自ら消費し又は他 の者に譲渡する場合における当 該消費又は譲渡に係る数量

略 2 • 3 略

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運 送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な 路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難 になっているものとして、国と協調して県がその 運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象と した路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに 対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9 年3月31日までに行われたときに限り、第135条の 2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さ ない。

送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な 路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難 になっているものとして、国と協調して県がその 運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象と した路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに 対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和7 年3月31日までに行われたときに限り、第135条の 2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さ ない。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - (1) 第23条の改正規定及び次条の規定 令和8年1月1日
 - (2) 第116条の改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第23条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の 県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(地方税 法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 附則第12条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次 項において同じ。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若 しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第116条第1項の製造たばこの本数は、同条第2項及び第 3項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 法第74条の4第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 法附則第12条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数 (軽油引取税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第134条の23の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の軽油の消費及び 譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税 については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第5条 第217回国会において地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年 号) が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例 の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を ここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例 (平成28年鳥取県条例第9号) の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特定個人情報の提供)	(特定個人情報の提供)
第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の 第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事	第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の 第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事
第2欄に掲げる機関から向表の第3欄に掲げる事 務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる	務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる
特定個人情報の提供を求められたときは、当該特	特定個人情報の提供を求められたときは、規則で
定個人情報を提供することができる。	<u>定めるところにより</u> 、当該特定個人情報を提供することができる。

第2条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

_		
1	知事	(1) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)
		による心身障害者扶養共済制度に係る掛金の徴収に関する事務
		(2) 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害者に係る療育手帳
		の交付又は返還及び療育手帳に係る届出に関する事務
		(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子家庭高等
		職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金の受給者の現況の届出
		に関する事務
		(4) 県内に所在する私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法
		律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)において教育
		を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担
		すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関
		する事務(法別表の123の項に掲げる事務を除く。)
		(5) 県内に所在する私立の中学校において教育を受ける生徒に対して親権を行う
		者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図
るために交付する支援金の		るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務
		(6) 不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るために交付する助成金の受給資格の
		認定に関する事務
2	教育委員会	(1) 県立特別支援学校において教育を受ける幼児、児童又は生徒に対して親権を
		行う者その他のその幼児、児童又は生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経
		済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務(法

別表の38の項に掲げる事務を除く。)

- (2) 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による の授業料の徴収に関する事務
- (3) 鳥取県育英奨学資金の貸与の決定及び奨学資金の返還猶予に関する事務

別表第2 (第3条関係)

1	知事	法別表の24の項に掲げる事務	療育手帳の交付に関する情報
2	知事	別表第1の1の項(1)に掲げ	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施
		る事務	に関する情報
3	知事	別表第1の1の項(3)に掲げ	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶
		る事務	養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係
			情報」という。)
4	教育委員会	別表第1の2の項(1)に掲げ	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若し
		る事務	くは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下
			「生活保護関係情報」という。)
			地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関
			する法律に基づく条例の規定により算定した税額又は
			その算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方
			税関係情報」という。)
5	教育委員会	別表第1の2の項(2)に掲げ	生活保護関係情報
		る事務	地方税関係情報
			住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号
			に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
			高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学
			支援金の支給に関する情報
6	知事又は教育委	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
員会			

別表第3(第4条関係)

				-
1	知事	教育委員会	別表第1の2の項(1)に掲	別表第2の4の項の右欄に掲げる情報
			げる事務	
2	知事	教育委員会	別表第1の2の項(2)に掲	別表第2の5の項の右欄に掲げる情報
			げる事務	
3	知事	教育委員会	別表第1の2の項(3)に掲	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に
			げる事務	よる身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者
				福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)によ
				る精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉
				法にいう知的障害者に関する情報
				児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第
				1項第3号に掲げる措置に関する情報
				生活保護関係情報
				児童扶養手当関係情報
				地方税関係情報
				住民票関係情報
				特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和
				39年法律第134号)による特別児童扶養手当の

				支給に関する情報
				雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給
				付の支給に関する情報
4	知事	教育委員会	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
5	知事	公安委員会、	児童手当法(昭和46年法律	地方税関係情報
		企業局又は病	第73号)による児童手当又	住民票関係情報
		院局	は旧特例給付の支給に関す	
			る事務	
6	教育委員会	知事	別表第1の1の項(4)に掲	高等学校等就学支援金の支給に関する法律によ
			げる事務	る就学支援金の支給に関する情報
7	教育委員会	知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第3条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前

(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用するこ とができる事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44 の6第1項第2号に規定する条例で定める事務 は、次に掲げるものとする。

(1)~(18) 略

(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関す る条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個 人番号条例」という。) 別表第1の1の項に掲 げる事務

(本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する執 行機関及び事務)

第3条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44 の6第2項第2号に規定する条例で定める執行機 関は、次の各号に掲げる執行機関とし、法第30条 の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2 号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲 げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事 務とする。

- (1) 略
- (2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の2の 項に掲げる事務

(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用するこ とができる事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44 の6第1項第2号に規定する条例で定める事務 は、次に掲げるものとする。

(1)~(18) 略

(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関す る条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個 人番号条例」という。)別表第1の1の項から 7の2の項までに掲げる事務

(本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する執 行機関及び事務)

- 第3条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44 の6第2項第2号に規定する条例で定める執行機 関は、次の各号に掲げる執行機関とし、法第30条 の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2 号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲 げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事 務とする。
 - (1) 略
 - (2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の8の 項から10の項までに掲げる事務

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
1~3 略	1~3 略
4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港	4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港
との間の路線において一定の日時により航行するも	との間の路線において一定の日時により航行するも
のに係る着陸料については、前2項の規定にかかわ	のに係る着陸料については、前2項の規定にかかわ
らず、 <u>令和11年3月24日</u> までの間に限り、第16条第	らず、 <u>令和7年3月29日</u> までの間に限り、第16条第
2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別	2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別
表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」	表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」
とする。	とする。

附 則

この条例は、公布の目から施行する。